

# なかつか 亮



ご存知ですか？こんな場合は払わなくて済みます。

# 差額ベット料

「手術後三日は、個室に入ってもらいます」「酸素吸入のため4人部屋で」「感染症のおそれがあるので個室に」…こんなこと、ありませんか。

## 「差額ベット代45万円が返済された」

「夫が入院したとき、4人部屋で差額ベット代が1日7000円。費用がかさむので『差額ベットの無い部屋に移してほしい』と要望したが、病院は『差額ベットの無い部屋では酸素吸入など整備が整っていないので必要な治療ができない』と言われた。しかし、赤旗新聞日曜版(2003年6月15日号)を見せて、『治療のために入った病室の場合、差額ベットは請求できない』との記事を紹介すると、後日、差額ベット代約45万円が全額返済されました。ほんと助かりました。」



入院し、個室などに入ったときに請求される「差額ベット料」。高額な請求もあり、以前からトラブルがたえません。差額ベット料の不適切な請求が社会問題化したことから、厚生労働省は、2000年に医療通知を出し、料金を請求できない基準を明確化しました。「あれ、もしかして」と心当たりのある方は一度、ご相談を。

**治療上の必要がある場合は、支払う必要はありません**

具体的な例として上のケースを紹介いたします。治療上の理由から、差額ベットの病室しか入院できない場合は、差額ベット料を支払う必要はありません。たとえば同意書を病院に提出していても支払う必要はありません。上のケースでは、後日、差額ベット料分が全額返済されました。

**その基準は**

請求できない基準の根拠は、厚生労働省の医療通知です。この通知には、差額ベット料として特別な料金を患者に求めてはならない事例を具体的に上げ、その1つが、治療上の必要により、特別診療環境室(差額ベット)へ入院させる場合です。始めて知った方も多いのでは無いでしょうか?。詳しくは裏面へ。

## そもそも

### 差額ベット料って何？

差額ベット料が必要な病室とは、正式には「特別療養環境室」のことで、74年厚生労働省の医療通知には「患者の希望があつた場合に限られる」「治療上の必要から患者が特別室へ収容されたような場合には、差額徴収を行つてはならない」と記されています。

つまり、良い療養環境を求める患者さんが、自らの意思で自由に選んで

入る特別の病室です。患者さんは病院から十分な説明を受け、料金などが明記された「同意書」への署名が必要となります。しかし、医療機関があまりにも、この医療通知を守っていない事から、厚生労働省は改善に向けて再三にわたつて医療通知をだし、最新の「医療通知」(2000年11月10日付)は、請求できない基準を具体的に示しました。



## ご存知ですか

### 請求できないとき

2000年11月10日付の医療通知で示された「請求できない事例(一部省略)」は次の通りです。

- ①同意書によつて患者さんの確認をとっていないとき。
- ②「治療上の必要」で移したとき。(例：救急患者、術後患者等であつて、安静を必要とする者。免疫力低下による感染症のおそれがある者など)
- ③病棟管理などの必要か

## 心当たりのある方へ

「もしかして」と心当たりのある方は、以上の基準を参考に、一度、相談ください。差額ベット料は保険外なので、高額医療費などの払い戻しの対象にならず、高額な支出に困っている方もいると思います。ご相談はお気軽に。まずはお電話を。

**区議控室(区役所内)**  
574-6818  
なかつか亮

## 国の負担減らし、患者、病院にツケ

この問題の発端は、84年健康保険法改悪。政府は以前から医療費の国庫負担を減らすため、患者の負担を増やし、病院の診療報酬を押さえてきました。国の「兵糧攻め」状態に医療関係者からは「患者の命が守れない」「差額ベット代がなければ病院経営はやってけないのが現状」との声があがっています。国の負担を減らすため、そのツケを患者や病院に押し付けると言う、国の医療に対する姿勢そのものが問われる問題です。

「医療は人権」と民主医療機関連合(民医連)の病院は、差額ベット料を取っていません。その理由を同事務局長の長瀬さんは「お金のあふなしではなく、いつでも、だれでも医療を受ける権利があること。これが民医連の原点です」と語ります。長瀬さんは「国の抑制政策の中で、差額ベットを取らざる得ない病院も犠牲者。住民と医療機関が手を結び、医療を商品化する流れに反対して行きましょう」と話します。

## 来月の『気軽な町の無料法律相談会』

2月22日(金) 午後6時～8時  
会場：日本共産党なかつか亮事務所  
弁護士と一緒に相談会を行います。

生活のこと法律のこと、お気軽にご相談ください。

春を呼ぶ 日本共産党なかつか亮区議地域

## 新春のつどい

2月8日(金) 7時開始(参加協力費1千円)  
中小企業センターにて  
お楽しみ企画：フラダンス、花笠音頭